

第33回神奈川県少女サッカー春季大会

1次リーグ参加チーム各位
橋本小学校 会場担当

標記大会1次リーグについて、6月8日(日)相模原市立橋本小学校に於いて次の通り実施を致します。

- 1 期日 平成26年6月8日(日)
- 2 会場 相模原市立 橋本小学校
- 3 試合日程 競技時間 No.1・2・4・6・8・9 24分(12分-5分-12分) / No.3・5・7 30分(15分-5分-15分)

No	キックオフ	チームNO.	本部より向かって 左側ベンチ		本部より向かって 右側ベンチ	チームNO.	主審	予備審
1	9:30	17	さぎぬますワズSC	—	G.H.U.メニーナ	18	上溝	上溝
2	10:15	19	NKFCエルマーナ	—	FCすすき野レディースブルー	20	コプリス	コプリス
3	11:00	25	上溝FC	—	FC山下	26	G.H.U	G.H.U
4	11:50	17	さぎぬますワズSC	—	NKFCエルマーナ	19	上溝	上溝
5	12:35	26	FC山下	—	相模原SCコプリス	24	さぎぬま	さぎぬま
6	13:25	20	FCすすき野レディースブルー	—	G.H.U.メニーナ	18	山下	山下
7	14:10	24	相模原SCコプリス	—	上溝FC	25	すすき野B	すすき野B
8	15:00	18	G.H.U.メニーナ	—	NKFCエルマーナ	19	コプリス	コプリス
9	15:45	20	FCすすき野レディースブルー	—	さぎぬますワズSC	17	エルマーナ	エルマーナ

4 競技規則

「第33回神奈川県少女サッカー春季大会 開催要項 14項」を適用し、
最新版「JFA8人制サッカー競技規則」(2012/3/27発行)に準ずるものとする。
その他については当該年度JFAサッカー競技規則を準用する。

5 その他

- (1) a)試合開始20分前までにメンバー表を2部提出。(本部用1部、対戦相手用1部)
b)ピッチ内練習は試合No.1は、9:15~9:25の10分間
No.2以降は前試合終了後よりキックオフ5分前まで、及びハーフタイムの5分間とする。
c)キックオフ5分前にメンバーチェックを行います。全ての選手は「選手証を持参し」本部前に集合願います。
※メンバーチェック後の選手は「ピッチ内及び周辺」、「ベンチ及び周辺」より離れる事を極力控えて下さい。
- (2) ケガ、事故等については、原則として各チームでの対応をお願いします。
- (3) 車の駐車台数制限は各チーム2台までとし、添付する駐車証に必要事項を記載の上フロントガラスに掲示。
プール側の駐車場を利用願います。(体育館側は駐車禁止)
3台目以降は近隣駐車場をご利用願います。
(徒歩10分程の場所に「アリオ橋本(大型ショッピングセンター)」があります。)
- (4) 応援者は選手ベンチとは反対側タッチライン方面でお願い致します。(ゴール裏での応援は禁止)
- (5) トイレはウサギ小屋横を利用願います。体育館に併設してるトイレは使用禁止です。
- (6) 選手に於いては、会場内の遊具使用を禁止します。
校舎前のレンガ部分でのボール使用は禁止です。
チーム待機場所は校舎側、玄関を避けた所をお願いします。
また、体育館の通路には入らないで下さい。
- (7) その他、会場担当の指示に従ってください。

6 対戦表

		さぎぬますワフズSC	G.H.U.メニーナ	NKFCエルマーナ	FCすすき野Lブルー	勝点	得点	失点	得失点	順位
17	さぎぬますワフズSC									
18	G.H.U.メニーナ									
19	NKFCエルマーナ									
20	FCすすき野レディースブルー									

		相模原SCコプリス	上溝FC	FC山下	勝点	得点	失点	得失点	順位
24	相模原SCコプリス								
25	上溝FC								
26	FC山下								

7 会場責任者

相模原SCコプリス 監督 平田 真一

8 会場

相模原市立 橋本小学校

神奈川県相模原市橋本1-12-20

※車:橋本5差路を橋本駅方面へ200m

※電車:JR橋本駅より徒歩約15分

橋本小学校周辺案内地図リンク

<http://goo.gl/maps/Rzt14>



橋本小周辺案内

9 路上喫煙の防止に関する条例

相模原市では2013/10より「路上喫煙の防止に関する条例」が施行されています。

施行後、学校校庭等を使用する団体に対し、喫煙に関する件は厳しく要求されています。

昨年度も少年サッカー団体の絡みで数件違反があり、相模原SCに関しても例外では有りませんでした。

違反した際、違反者が関係した事業責任者は基より、違反者本人にも改善を要求される事も例外ではありません。

喫煙者には大変ご不便を申し上げますが、今後も子ども達が気持ちよく活動が出来る様、ご協力をお願い致します。

なお、喫煙場所に関しまして会場責任者としてご案内は出来ませんのでご了承願います。

また本条例に関し、著しい違反が見受けられる場合は「開催要項16⑥」に基づき、規律委員会へ報告と致します。

【喫煙禁止に関しての概略】

- ・学校敷地内及び学校周辺道路
- ・私有地、喫煙場所として設置されてる場所に於いては喫煙可能

相模原市HP

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/bouhan/022990.html>

添付資料

- ・条例全文
- ・禁止区域の案内

Point
ポイント 市民等の身体や財産の安全・安心の確保、生活環境の向上が目的

Point
ポイント 駅周辺などの指定地区では、路上喫煙が禁止となります。

路上での禁煙にご協力をお願いします



Point
ポイント 市内全域で路上喫煙をしないよう努めましょう。

Point
ポイント 駅周辺などの指定地区では、路上喫煙防止指導員が巡回します。

ストップ! 路上喫煙

「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」が
平成24年10月1日からスタート!!



相模原市

湘水都市 さがみはら

禁止地区及び重点禁止地区での禁煙にご協力ください。



- 以下の場所を、禁止地区又は重点禁止地区として指定し、路上喫煙を禁止します。
 - ・禁止地区(市内13鉄道駅周辺)、重点禁止地区(橋本・相模原・相模大野駅周辺)
 - ・市内の各鉄道駅に近接する保育所、幼稚園、小学校、中学校の外周道路
- 指定地区では、路上喫煙防止指導員が巡回し、喫煙者に対して、路上喫煙の中止を指導、命令します。また、重点禁止地区では、平成25年4月1日から命令に従わない違反者に対し、2,000円の過料を適用します。

緑区の禁止地区・重点禁止地区

重点禁止地区

橋本駅周辺

★は指定喫煙場所



禁止地区(外周道路)

橋本りんご保育園
ひまわり第2保育園
橋本幼稚園、旭小学校
橋本小学校、旭中学校

禁止地区

藤野駅周辺



禁止地区

相模湖駅周辺

禁止地区(外周道路)

与瀬保育園、相模湖幼稚園
桂北小学校、北相中学校



お問い合わせ

相模原市役所生活安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8229 FAX 042-757-2941

禁止地区及び重点禁止地区での禁煙にご協力ください。

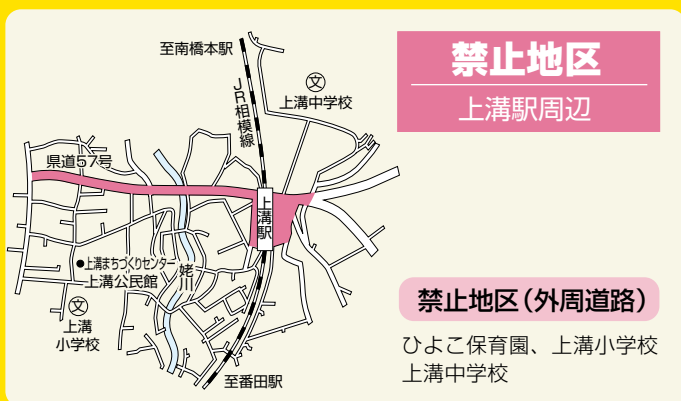
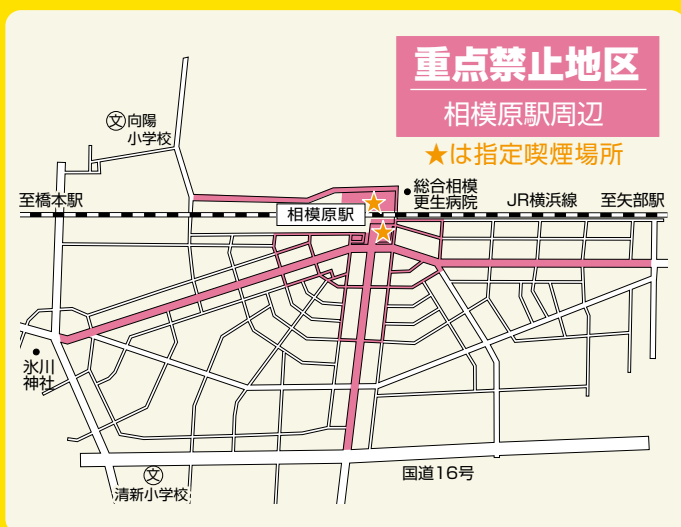


■以下の場所を、禁止地区又は重点禁止地区として指定し、路上喫煙を禁止します。

- ・禁止地区(市内13鉄道駅周辺)、重点禁止地区(橋本・相模原・相模大野駅周辺)
- ・市内の各鉄道駅に近接する保育所、幼稚園、小学校、中学校の外周道路

■指定地区では、路上喫煙防止指導員が巡回し、喫煙者に対して、路上喫煙の中止を指導、命令します。また、重点禁止地区では、平成25年4月1日から命令に従わない違反者に対し、2,000円の過料を適用します。

中央区の禁止地区・重点禁止地区



お問い合わせ

相模原市役所生活安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8229 FAX 042-757-2941

禁止地区及び重点禁止地区での禁煙にご協力ください。



- 以下の場所を、禁止地区又は重点禁止地区として指定し、路上喫煙を禁止します。
 - ・禁止地区(市内13鉄道駅周辺)、重点禁止地区(橋本・相模原・相模大野駅周辺)
 - ・市内の各鉄道駅に近接する保育所、幼稚園、小学校、中学校の外周道路
- 指定地区では、路上喫煙防止指導員が巡回し、喫煙者に対して、路上喫煙の中止を指導、命令します。また、重点禁止地区では、平成25年4月1日から命令に従わない違反者に対し、2,000円の過料を適用します。

南区の禁止地区・重点禁止地区

重点禁止地区

相模大野駅周辺

★は指定喫煙場所



禁止地区(外周道路)

谷口中学校

禁止地区

古淵駅周辺

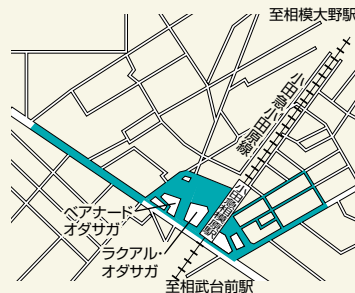


禁止地区(外周道路)

古淵保育園、大野小学校
淵野辺東小学校

禁止地区

小田急相模原駅周辺



禁止地区(外周道路)

立正保育園、松が枝保育園

禁止地区

原当麻駅周辺

禁止地区(外周道路)

麻溝保育園
なないろキッズルーム
麻溝小学校、県立相模原養護学校



禁止地区

東林間駅周辺

禁止地区(外周道路)

保育園東林間ジュニアクラブ
林間のぞみ幼稚園
くぬぎ台小学校、上鶴間小学校
上鶴間中学校、新町中学校



禁止地区

下溝駅周辺

禁止地区(外周道路)

相陽中学校



禁止地区

相武台下駅周辺

禁止地区(外周道路)

せんだん保育園



お問い合わせ

相模原市役所生活安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8229 FAX 042-757-2941

相模原市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市が連携して市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙場所を除く。)でたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為をいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、駅前広場、公園、バス停留所その他の公共の用に供する場所(室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民等及び事業者と連携して路上喫煙の防止に係る意識の啓発その他必要な施策を推進するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

- 2 市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図るため、路上喫煙を禁止する必要があると認める地区を路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。
- 3 禁止地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、禁止地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(禁止地区の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、禁止地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(路上喫煙重点禁止地区)

第7条 市長は、禁止地区のうち路上喫煙を特に規制する必要があると認める地区を路上喫煙重点禁止地区(以下「重点禁止地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 重点禁止地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、重点禁止地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(重点禁止地区の変更等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、重点禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、重点禁止地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(禁止地区及び重点禁止地区における路上喫煙の禁止)

第9条 市民等は、禁止地区及び重点禁止地区において路上喫煙をしてはならない。

(指導及び命令)

第10条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わない者に対し、路上喫煙の中止を命ずることができる。

(相模原市行政手続条例の適用除外)

第11条 前条第2項の規定による命令については、相模原市行政手続条例(平成

9年相模原市条例第13号)第3章の規定は、適用しない。

(過料)

第12条 重点禁止地区において、第10条第2項の規定による命令に違反した者は、2,000円の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第12条の規定は平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 禁止地区及び重点禁止地区の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。